

介護施設・事業所に おける業務継続計 画の策定について

新型コロナウイルス等感染症や災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。必要なサービスの提供を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書（BCP：業務継続計画）としてまとめておくことが重要です。業務継続計画の策定は令和6年3月31日以降は義務化されますのでお早めの対応をお願いいたします。

○業務継続計画を作成するにあたって、参考になる資料

「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html